

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由（開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日）

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 備考欄

<本件連絡先>

京都地方税機構

（課・事務所）

担当者名：

電 話：

F A X：

e-mail：

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由 (開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日)	
備 考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

京都地方税機構

(課・事務所)

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

第4号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	延長期間 日 (開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
京都地方税機構 (課・事務所)
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

第5号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報開示決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定を適用することとし、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
保有個人情報について開示決定等をする期限	法第83条第2項に定める期間内に開示決定等が可能な部分については 年 月 日までに開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、 年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
備 考	

<本件連絡先>
京都地方税機構 (課・事務所)
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関) (連絡先) 部局課係名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<移送元連絡先>

京都地方税機構

(課・事務所)

担当者名：

電 話：

F A X：

e-mail：

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



第三者情報開示決定通知書

あなた（貴社）に関する保有個人情報については、下記のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

京都地方税機構
担当者名：
電 話：
F A X：
e-mail：

（課・事務所）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

京都地方税機構広域連合長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL () _____

連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）

〒 _____ TEL () _____

代理人の氏名 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： 第 号

日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
実施の希望日	年 月 日 午前・午後 時	
「写しの送付」の希望の有無	有 : 同封する郵便切手等の額 円 ※ 所要の郵便切手等を同封して下さい。 無	
備 考		

※ 保有個人情報開示請求書に記載した「求める開示の実施方法等」を変更しない場合は、この書類の提出は不要です。

<本件連絡先>
京都地方税機構 (課・事務所)
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

京都地方税機構広域連合長 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）

〒

TEL

()

代理人の氏名

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限る（法第90条第3項）。
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由 ※ 別紙への記載も可能です。	(趣旨：どのような訂正を求めるか) (理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠)

ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人（イを記載） <input type="checkbox"/> 法定代理人（ウ及びエを記載） <input type="checkbox"/> 任意代理人（ウ及びオを記載）
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限り、提出してください。
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）	※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限り、提出してください。

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

京都地方税機構

(課・事務所)

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

京都地方税機構

（課・事務所）

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
京都地方税機構 (課・事務所)
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

第 13 号様式 (第 16 条関係)

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報訂正決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
京都地方税機構 (課・事務所)
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関) (連絡先) 部局課係名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<移送元連絡先>
京都地方税機構
担当者名：
電 話：
F A X：
e-mail：

(課・事務所)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

京都地方税機構広域連合長 様

(ふりがな)

氏名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____ TEL () _____
連絡先（上記以外の連絡先がある場合に記載してください。）
〒 _____ TEL () _____

代理人の氏名 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限る（法第98条第3項）。
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由：利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠)
ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人（イを記載） <input type="checkbox"/> 法定代理人（ウ及びエを記載） <input type="checkbox"/> 任意代理人（ウ及びオを記載）
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
ウ 本人の状況等	（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限ります。
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限ります。

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>
京都地方税機構 (課・事務所)
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都地方税機構広域連合長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都地方税機構を被告として（訴訟において京都地方税機構を代表する者は、京都地方税機構広域連合長となります。）京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

京都地方税機構

（課・事務所）

担当者名：

電 話：

F A X：

e-mail：

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
京都地方税機構 (課・事務所)
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>

京都地方税機構

（課・事務所）

担当者名:

電 話:

F A X:

e-mail:

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

京都地方税機構広域連合長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL () _____

連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）

〒 _____ TEL () _____

代理人の氏名 _____

個人情報の保護に関する法施行条例（令和 5 年京都地方税機構条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

記

是正を求める保有個人情報の取扱	
是正申出の趣旨及び理由	(趣旨：どのような是正を求めるか) (理由：是正申出の趣旨を裏付ける根拠)

ア 開示請求者 本人（イを記載） 法定代理人（ウ及びエを記載） 任意代理人（ウ及びオを記載）

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他（ ）
※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
 任意代理人委任者

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）
※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限りません。

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他（ ）
※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限りません。

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

番 号
年 月 日

様

京都地方税機構広域連合長



個人情報取扱是正申出処理通知書

年 月 日付けで申出のあった保有個人情報の是正申出については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年京都地方税機構行条例第 1 号）第 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

是正申出に係る個人情報 の取扱い	
是正請求の趣旨	
是正申出に係る処理 の状況及び理由	(処理状況) (処理理由)

<本件連絡先>

京都地方税機構
担当者名:
電 話:
F A X:
e-mail:

(課・事務所)

